

資料4-2

事前課題意見シートより【子どもの権利を保障するための「各主体（大人）の役割」とは】

○本資料は、「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の検討における論点の1つである【子どもの権利を保障するための「各主体（大人）の役割」とは】について議論を行うに当たって、各委員に子どもの権利を保障するための各主体（区、区民、事業者、保護者、子どもが育ち学ぶ施設、地域など）と、その役割「子どもの権利」とその理由を事前に提出いただいたものです。

作成者	No.	主体（誰）	その役割
高木委員	1	保護者（子どもの親、里親他親に代わり子どもを養育する者）または家庭（血縁家庭、里親、グループホーム等の養育家庭）	子どもの養育の第一義的責任主体。子どもは家庭において安心、安全、健康で文化的な生活、自由な意見表明が保障され、また個人として尊重されるものとする。愛情をもって子どもの健全な成長をはかる責任、虐待、体罰の禁止。他者への思いやり、多様性の尊重が自然と身につく環境の提供。子どもの年齢、発達程度に応じた指導、支援、及びプライバシーの尊重。保護者は区や施設等に対して、必要に応じて子どもの権利を保障するための施策・協力・支援を求め、子どもの健全育成に努めるものとする。
谷村委員	2	教育関係者・保護者	子どもの権利について定期的に学ぶ（区が整備する制度や研修を受ける）
田村委員	3	保護者	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの人権を理解し、守ること 子どもの理解者であるよう努めること 子どもの心と体の健康を守ること、そのための環境を整えること 子どもに可能な限り多くの選択肢を提供すること
増田委員	4	保護者	<ul style="list-style-type: none"> 子どもにとって安心、安全な環境を整え、子どもを育てる 子どもの年齢や発達に応じた指導や援助をする 子どもの声を聴き、子どもの気持ちや意思を尊重する 子どもの健やかな育ちのため、必要に応じて、子育てに関する協力や支援を、育ち学ぶ施設や区に求める
向井委員	5	保護者	<ul style="list-style-type: none"> 養育する子どもの権利の保障に努める。 子どもの年齢と発達に応じた支援に努める。 子どもの養育についての必要な協力を求め、子どもの成長を支えるために努める。
曾山委員	6	保護者	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもの権利」について知る・学ぶ 子どもにとっての幸せを第一に考え、そのために発達に応じた適切な援助をする 体罰や暴力、虐待を許さない

資料4 事前課題意見シートより - 2子どもの権利を保障するための「各主体（大人）の役割」とは

作成者	No.	主体（誰）	その役割
板垣委員	7	親（保護者）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを育てる責任は、まず親にあることを認識し、子どもの人格を尊重し、子どもの権利が保障されるように努める ・子どもにとって最も良いことを常に念頭に置く ・子どもの発達に応じた教育を行う（適切な教育を与える。過度な教育を強要しない） ・発達段階による子どもの意見を十分聞き、過度なストレスや体罰・虐待をしない
佐野委員	8	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人格と尊厳を尊重すること。 ・子どものよき相談相手になること。大人の価値観を押し付けないこと。 ・子どもの権利を理解し、子どもの権利が保障されるように努めること。 ・子ども一人一人の違いを認めて、子どもの学びの多様化を認めること。
横田委員	9	保護者	保護者は、子育てについて第一義的責任をもち、子供の年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てなければならない。
岡野委員	10	保護者	子どもが安心して生活できる環境に努める。 子どもの考えや気持ちを受け止め、そのことについて話し合いを行うように努めなければならない。
岡野委員	11	保護者・事業者・地域・子どもが育ち学施設	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの考えや発言、行動することを見守るが、危険だと思われる場合には助言をする ・子どもに虐待をしてはならない。 ・子どもが主体性を持ち、学び、成長するよう支援に努める。
若松委員	12	保護者	保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければならない。
新藤副会長	13	保護者	子どもが心身ともに成長できるような働きかけや環境づくりを行う 子どもの意思を尊重する 保護者以外の子どもと関わる人々や機関と協力して子育てをする

資料4 事前課題意見シートより - 2子どもの権利を保障するための「各主体（大人）の役割」とは

作成者	No.	主体（誰）	その役割
高木委員	14	区	<p>区は、保護者が子どもの養育を適切に行えるよう、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援を行う。区は保護者の子どもへの指導、支援を尊重する。区は国や都等の公共団体と協力して、子どもの権利を守るための必要な支援をしなければならない。区は施設との協力のもと、子どもが子どもの権利を知り、自分と他者との権利の大切さを主体的に学ぶ機会を保障する。子どもの権利の大切さを保護者にも積極的に伝えるよう努める。子どもの相談・救済機関を設置し、子どもの権利侵害に対する訴え・申立に対して「個別・具体的な救済」を図るべく、問題点を調査・整理し調整・要請すること。「制度改善」が必要と判断されれば、要請・意見表明を行う。もって、「子どもの権利普及・啓発」に資する。</p>
谷村委員	15	区	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や教育関係者が子どもの権利について定期的に学ぶ仕組みの整備や機会の提供 ・子どもの権利擁護サポーター制度の整備（子どもと身近に関わる方々を対象に、子どもと伴走し、困難にある子どもを救済機関につなげる役割を担う） ・海外ルーツの子どもに関する支援施策に加え、アイヌ民族の子どもに関する支援（文化継承・文化学習の場の提供やアイヌ文化に関する啓発など）を行う ・子どもが主体的自発的に行う活動の支援（助成金やサポートセンターなど） ・子どもが定期的に区政に対して意見表明を行う機会や、区政に参画する機会の制度化 ・子どもの権利条例の定期的な子どもたちとの見直しを行う制度
田村委員	16	区	<ul style="list-style-type: none"> ・各主体と連携し、すべての子どもの権利が保障されるようあらゆる施策を実施すること ・各主体が子どもの権利を保障するうえで必要なサポート・施策を実施すること ・各主体、および子ども自身に子どもの権利を啓蒙すること、そのための施策を実施すること
増田委員	17	区	<ul style="list-style-type: none"> ・区民、保護者、育ち学ぶ施設の関係者および区職員に対し、子どもの権利の普及啓発を行う ・育ち学ぶ施設の関係者と連携して、子どもが子どもの権利を知り、自分と他の人の権利の大切さについて学ぶ機会を保障する ・子どもの権利を保障し、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて子どもに関わる施策を実施し、子どもにやさしいまちづくりを推進する ・保護者が安心して子育てに取り組み、子どもが健やかに養育されるように、必要な支援を行う ・子どもの健やかな育ちのための取り組みを行う育ち学ぶ施設の関係者や団体、区民に対して必要な支援を行う（支援者への支援） ・国、東京都や他の自治体に協力して、また必要に応じて協力を求めることで、子どもの権利が区の内外において広く保障されるよう働きかけを行う

資料4 事前課題意見シートより - 2子どもの権利を保障するための「各主体（大人）の役割」とは

作成者	No.	主体（誰）	その役割
向井委員	18	区	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利を保障するための取り組みを行い、子どもにやさしい街づくりを推進する ・子どもが大切にされていると実感できるような居場所づくりを行う。（※1） ・子どもの権利条例（仮）を多くの人に知ってもらい、また、子どもたちが自分自身のためのもので感じられるような施策を講じる。（※2） ・子どもの保護者または子どもを支援する人を支援する取り組みを行う。 <p>（※1 居場所は、区内JR線の駅前等、人がおおぜい集まる立地の良い場所に、子どもを中心とした児童館や交流スペースを備えた施設を設置するなどの計画を立案、推進する。…例えば阿佐ヶ谷駅前の再開発計画に子どものための大型施設を作る案を組み込んでほしいです。明石市の「あかしこども広場」、福岡市の市立中央児童館「あいくる」のような施設です。また、川崎市の「子ども夢パーク」のような屋外複合施設も参考になります。ちなみに、「子ども夢パーク」内にあるフリースクールえんを運営する認定NPO法人理事長の西野博之さんは、夢パーク建設前、ゆう杉並を見学に訪れてその充実ぶりに感激し、建設時の参考にしたそうです。）</p> <p>（※2 区民委員として活動するなかで、私自身も含め、区民に対しての権利教育と周知が必要であることを実感しています。そのために広報活動はさまざまな方法で行っていかねばならないと思いますが、そのひとつとして、「すぎなみ子どもの権利ダンスまたは体操」を子どもたちが中心になって開発・製作し、条例を身体化するような施策を提案したいです（審議会案件ではないかもしれませんが）。目指すは権利ダンスを覚えた子どもたちが、「身体を動かしながら自然とすぎなみの子どもの権利条例（のポイント）を口ずさむことができ、権利について身体で覚えている状態」です。さらに、遠景として「すぎなみで育った子が10年後の同窓会で再会したときに、自然と踊ってしまう&権利を口ずさんでしまう」ような絵を描けたら楽しいと思います（つまり身体に染みついている状態）。製作にあたっては、いずれも多言語、点字、日本手話で展開し、すぎなみの子もたち誰もが親しむことができるようなものにできるとよいと思います。）</p>
曾山委員	19	区	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に対する周知活動を行う ・子どもの保護者に対し孤立せず余裕を持って子育てすることが出来るように支援をする ・子育ての支援者に対し、十分な支援がいきわたるよう運営に対する補助や支援策を検討する
板垣委員	20	杉並区	<p>子どもにとって最も良いことを常に念頭に置いたうえで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利の普及・啓発、特に、親や育ち学ぶ施設への普及・啓発 ・子どもに優しいまちづくり、また、区民への理解を促進する ・（まちづくりに入る？）子どもの居場所作り、また、それを支える人材の確保、教育 ・子どもを支える人への支援を行う ・困っている子どもの救済を行う

資料4 事前課題意見シートより - 2子どもの権利を保障するための「各主体（大人）の役割」とは

作成者	No.	主体（誰）	その役割
佐野委員	21	区	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条例（仮称）の普及啓発と行うこと。 ・子どもが自分らしくいられる場所や年齢や発達などに応じた居場所を作ること。 ・学校以外の多様な学びの場を整備すること、その支援をすること。 ・子どもを犯罪や事故、その他の危害から守るための施策を推進すること ・条例を推進するための計画を定めること。 ・保護者と家庭への支援を充実させること。 ・育ち学ぶ施設への支援や働く環境の整備を充実させること。 ・子どもの権利を守るための権利擁護委員や相談員・専門員をおくこと。 ・子どもの権利を守るための必要な予算措置を講じること。
横田委員	22	区、区民、事業者、保護者、子どもが育ち学ぶ施設、地域など	すべての大人が、子どもの権利について、理解をし、教育機関だけに頼らず、子どもに対して、子どもの権利についての理解を深めさせ、子どもにとって良いことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子供の育ちを支えあうこと。
岡野委員	23	区	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利が保障される為の支援に努める。 ・地域は子どもの自主的な活動を奨励すると共にその支援に努める。 ・全ての子どもの命を大切に、健やかに成長できるような支援に努める。 ・虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもに対して迅速かつ適切な救済及びその回復の為、関係団体等との連携を図り、その支援に努める。*ヘルプサイン（ハンドサイン）の周知を図る。 ・子どもの施策の計画が変更になった場合は、速やかにその内容を公表する。 ・国や東京都、その他の地方公共団体等と協力し子どもの健やかな成長を支援に努めなければならない。 ・保護者が子どもの養育が困難な状況にある場合は、その支援に努める。
若松委員	24	区	区は、全ての子どもがその命を大切にされ、健やかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもに関わる施策を総合的に実施しなければならない。
新藤副会長	25	区	<p>子どもが育ち、学び、遊び、自由に自分の意見を表明できる場や機会を保障する</p> <p>保護者が子育てしやすい環境を整える</p> <p>子どもの安全を守る</p>
横田委員	26	関係諸機関、子ども家庭支援センター、児童相談所	保護者が、子どもに対して、子供の年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てないで、家事等に従事させるような場合には、保護者、子どもに対し適切な支援や環境を提供する。

資料4 事前課題意見シートより - 2子どもの権利を保障するための「各主体（大人）の役割」とは

作成者	No.	主体（誰）	その役割
高木委員	27	子どもが育ち学ぶ施設	児童福祉法に定める児童福祉施設、学校教育法に定める学校等その他子どもの健康を守り、育ち・学び・遊びの場を提供する施設。施設は区との連携・協力のもと、子ども同士、子どもと大人の関係性から自分と互いの権利が大切であることを主体的に知り・学ぶ機会を保障する。児童虐待、それに類似する行為の禁止。特に保育所、学校等は子どもの貧困、家庭内での虐待・ネグレクト、施設内でのいじめを発見しやすい主体なので、他の主体と連携して防止、早期発見、改善、救済の実行が求められる。
田村委員	28	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権を理解し、守ること ・子ども一人一人の個性を理解・尊重し、成長を促すこと ・保護者と連携し、相互に子どもの理解を深めること
増田委員	29	子どもが育ち学ぶ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・区と連携して、子どもが子どもの権利を知り、自分と他の人の権利の大切さについて学ぶ機会を保障する ・子どもにとって安心、安全な環境を整え、子どもの学びと成長を支援する ・子どもの声を聴き、気持ちや意思を尊重する ・区と協力して、子どもが家庭内において子どもの権利を侵害された状況（必要なものがあたえられない、年齢に合わない過度な責任や役割を負わされる等）におかれることのないよう、子どもと保護者へ必要な支援と啓発を行う
向井委員	30	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営・活動において子どもの権利を保障するよう努める。
曾山委員	31	子どもが育ち学ぶ施設、	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや体罰、ハラスメントや虐待を許さない ・上記を通報することが出来るようにする ・子どもにとってより良い生活が出来ているか目を配る ・発達に応じた適切な教育援助が出来るように配慮する
板垣委員	32	育ち学ぶ施設	<p>子どもにとって最も良いことを常に念頭に置いたうえで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの年齢や発達に応じた援助や指導を行う ・発達段階による子どもの意見を十分聞き、強要や誘導などを行わない ・いじめなどを防止するとともに、いじめなどが発生した場合は相談しやすい環境を整備する ・指導を行う者は、子どもからは権力を持った存在だと恐れをもって見なされている可能性があることを十分認識し、子どもの人格を尊重し子どもが意見を言いやすい環境を整備する
佐野委員	33	育ち学ぶ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが子どもの権利を知り、自分と他の人の権利の大切さについて主体的に学ぶ機会を保障すること。いじめ防止に向けた取り組みを行うこと。 ・運営と活動に子供の意見を積極的に取り入れること。または、決定に関われるようにすること。 ・子どもが意見を表明しやすい環境整備に努めること。また、意見表明する場を積極的に作ること。 ・子ども一人一人の違いを認めて、子どもの学びの多様化を認めること。 ・「ありがとう」と言える子どもを育てるのはもちろんのこと、「ありがとう」と言ってもらえる子どもを育てること。 ・子どもが人に役に立ったり、社会の役に立ったりすることを大切にすること。

資料4 事前課題意見シートより - 2子どもの権利を保障するための「各主体（大人）の役割」とは

作成者	No.	主体（誰）	その役割
横田委員	34	区、区民、事業者、保護者、子どもが育ち学ぶ施設、地域など	すべての大人が、子どもの権利について、理解をし、教育機関だけに頼らず、子どもに対して、子どもの権利についての理解を深めさせ、子どもにとって良いことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子供の育ちを支えあうこと。
岡野委員	35	保護者・事業者・地域・子どもが育ち学ぶ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの考えや発言、行動することを見守るが、危険だと思われる場合には助言をする ・子どもに虐待をしてはならない。 ・子どもが主体性を持ち、学び、成長するよう支援に努める。
若松委員	36	子ども育ち学ぶ施設	子どもが育ち学ぶ施設は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければならない。
新藤副会長	37	子ども育ち学ぶ施設	子ども・保護者の安心・安全に配慮したサービスを提供する 学校や家庭とは異なる子どもの居場所を提供する 子どもの気持ちや意見を大切にしておく
高木委員	38	区民	区民は子どもの権利について理解を深め、子どもが権利の主体であり、地域の中で他の主体との関係性において子どもが育つことを認識し、共に子どもの権利を保障するよう協力し努めるものとする。区民は区民が住民自治の担い手としての責務を負うことを子供に伝え、その範を示さなければならない。子どもの貧困、虐待、ネグレクトが疑われる事象に対しては子ども家庭支援センター等関係機関への連絡など「おせっかい」するよう努める。
田村委員	39	区民	・子どもの人権を理解し、侵さないこと
増田委員	40	区民	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利について理解を深め、区、育ち学ぶ施設および団体、事業者と協働して子どもの権利が保障されるよう努める ・すべての子どもが地域の中で、安心、安全な環境のもと、健やかに育つことができるよう、子どもを見守り、支援する ・子ども、区、保護者、事業者、育ち学ぶ施設および団体とともに、子どもにやさしい杉並をつくる
向井委員	41	区民、地域	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利について知り、理解を深め、保障するよう努める。 ・地域社会の中で子どもを見守り、子どもの成長を支援するために活動する。
曾山委員	42	区民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待やいじめなどを見かけた時に通報することが出来るようにする ・親子の孤立を防ぐ ・子どもにとってやさしい街づくりをになう
板垣委員	43	区民	子どもにとって最も良いことを常に念頭に置いたうえで、子どもに優しいまちづくりに協力する（子どもの遊びへの不寛容や、遊ぶ声などへのクレームではなく、子どもが伸び伸びといられるまちづくりに協力し、子どもを見守る）
佐野委員	44	区民（地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安心して過ごすことができるように、子どもを見守り、支援すること。 ・子どもの多様な社会参加に協力するように努めること。子どもに力を借りること。 ・学校以外の場でも、子どもの学びの多様化を支援すること。

資料4 事前課題意見シートより - 2子どもの権利を保障するための「各主体（大人）の役割」とは

作成者	No.	主体（誰）	その役割
横田委員	45	区、区民、事業者、保護者、子どもが育ち学ぶ施設、地域など	すべての大人が、子どもの権利について、理解をし、教育機関だけに頼らず、子どもに対して、子どもの権利についての理解を深めさせ、子どもにとって良いことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子供の育ちを支えあうこと。
若松委員	46	区民	区民は、地域の中で子どもが育つことを認識し、子どもの健やかな育ちのために協力するよう努めねばならない。
新藤副会長	47	区民	子どもを一人の人格をもった存在として認め、尊重する 子どもが生活しやすい地域をつくる
高木委員	48	事業者	区内で事業を営む法人その他団体と個人をいうが、事業活動を行う上で、保護者が仕事と健全な子育てが両立できる職場環境を整備するよう配慮が求められる。事業者はその事業内容が、子どもの権利侵害につながることはないように適切な配慮が求められる。
田村委員	49	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの人権を理解し、守ること 子ども一人一人の個性を理解・尊重し、成長を促すこと 保護者と連携し、相互に子どもの理解を深めること
増田委員	50	事業者	<ul style="list-style-type: none"> すべての子どもが地域の中で、安心、安全な環境のもと、健やかに育つことができるよう、子どもを見守り、支援する 子どもの権利について理解を深め、区、区民、育ち学ぶ施設および団体と協働して子どもの権利が保障されるよう努める 子ども、区、区民、保護者、育ち学ぶ施設および団体とともに、子どもにやさしい杉並をつくる 雇用者が子どもの権利を保障することができる環境を整えることに努める
向井委員	51	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利が守られるよう、従業員の就労環境を整備する。 事業所周辺または関連する子どもの権利が保障されるよう、区や区民と協力する。
曾山委員	52	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 区の求めに応じて普及活動の支援をする 子どもにとってより良い環境となるよう、区との協業
佐野委員	53	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 大人が仕事と子育てが両立できる環境を整えること。 職場体験を積極的に引き受けること。
横田委員	54	区、区民、事業者、保護者、子どもが育ち学ぶ施設、地域など	すべての大人が、子どもの権利について、理解をし、教育機関だけに頼らず、子どもに対して、子どもの権利についての理解を深めさせ、子どもにとって良いことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子供の育ちを支えあうこと。

資料4 事前課題意見シートより - 2子どもの権利を保障するための「各主体（大人）の役割」とは

作成者	No.	主体（誰）	その役割
岡野委員	55	保護者・事業者・地域・子どもが育ち学ぶ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの考えや発言、行動することを見守るが、危険だと思われる場合には助言をする ・子どもに虐待をしてはならない。 ・子どもが主体性を持ち、学び、成長するよう支援に努める。
若松委員	56	事業者	事業者は、事業活動を行う中で、子どもが健やかに育つことができ、保護者が子育てに取り組むことができる環境をつくるため、配慮するよう努めねばならない。
新藤副会長	57	事業者	子ども・保護者の安心・安全に配慮したサービスを提供する 学校や家庭とは異なる子どもの居場所を提供する 子どもの気持ちや意見を大切にしておく
高木委員	58	地域	保護者、区、子どもが育ち学ぶ施設、区民、事業者は地域の中で互いに連携・協力して、多様な地域活動の場でも、安心安全な居場所を提供し、子供の成長を支援する。
田村委員	59	地域	・子どもの人権を理解し、侵さないこと
岡野委員	60	地域	地域は子どもの自主的な活動を奨励すると共にその支援に努める。
横田委員	61	区、区民、事業者、保護者、子どもが育ち学ぶ施設、 <u>地域</u> など	すべての大人が、子どもの権利について、理解をし、教育機関だけに頼らず、子どもに対して、子どもの権利についての理解を深めさせ、子どもにとって良いことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子供の育ちを支えあうこと。
岡野委員	62	保護者・事業者・地域・子どもが育ち学ぶ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの考えや発言、行動することを見守るが、危険だと思われる場合には助言をする ・子どもに虐待をしてはならない。 ・子どもが主体性を持ち、学び、成長するよう支援に努める。
新藤副会長	63	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを温かく見守る ・子どもを排除しない地域をつくる
佐野委員	64	子どもにかかわる各団体	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に向けた取り組みを行うこと。 ・子どもが人に役に立ったり、社会の役に立ったりすることを大切にすること。